

社友会だより

第 24 号

住友化学愛媛社友会
 新居浜市新田町 3-7-47
 発行者 須山盾夫
 編集者 永易啓二郎
 ☎/fax 0897-37-2355
 Email:ehime-syk@cosmos.ocn.ne.jp

第 59 回総会のご案内

3 月も下旬になりますと随分暖かくなって参りました。会員の皆さまにはお元気でお過ごしのことと思います。

さて、第 59 回社友会総会は、先般ご案内の通り 4 月 15 日(土)ユアーズで開催いたします。

今年は、同じ職場・工場で働いた友人との交流や地区内の交流がし易いように、職場別や地区別の席を今までよりも多くし、楽しいひと時を過ごせるようにしています。

総会ご出席予定の方は下記時間にご来場くださいますようご案内申し上げます。

なお、参加の申し込みが漏れている方がおられましたら、追加申し込み締め切りを 4 月 4 日(火)としていますので、よろしくお願い致します。

記

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 15 日 (土曜日)
 受付 9 時から受け付け開始
 (第 1 部)総会 (第 2 部)懇親会
 10 時 開始、13 時 30 分 終了予定
2. 場所 ユアーズ (新居浜市泉池町 5-8)
3. 次第 (第 1 部) 表彰、28 年度活動・決算報告、29 年度活動計画・予算(案)
 (第 2 部) 懇親会
4. 会費 2,500 円
5. 追加申し込み方法
 事務局へ☎申し込み (0897-37-2355) または地区理事・幹事さんへお申し込み下さい。

昨年の総会風景

第 1 部



第 2 部



社員厚生施設ファミリーの利用ルールについて

会員のファミリーの利用につきましては、会社が定めた利用規約違反が発生し、現在申し込み受付を中止しています。

再度規約違反を発生させないため、社友会ルールを下記の通り定め「ファミリーなど会社施設利用に関する指導委員会(委員長 神尾秀夫理事)」を設置し、利用の審査および指導を行う事と致しました。

利用者はルールを確実に遵守され、他の社友会員にご迷惑をかける事のなきよう自重下さい。

1. ファミリー利用ルール

(1) 利用目的

ファミリー利用に当たっては、同施設が社員の厚生施設であることを念頭に置き、社友会名で使用する各グループは、その趣旨の範囲での節度ある使用に限る。

(2) 利用者の範囲

社友会員および社友会主体の会合に参加する住友化学退職者ならびに住友化学社員に限る。

(3) 飲酒運転の厳禁および車来館時の手順

車での来館は極力避ける。車で来館の利用者はファミリー窓口で所定事項を記載しキーを預ける。

(4) 飲食物の持ち込み（特にアルコール類）及び持ち出し厳禁

*ルール違反があった場合、同グループの以降の利用について指導委員会で協議する。

2. ファミリー申し込み手順

(1) 利用申し込み

利用責任者は、あらかじめ目的、人数、料理を社友会事務局経由でファミリーへ申し込む。

2週間前までに氏名を確定し所定の申込書を社友会事務局窓口へ届ける。

(2) 委員会審査

委員会は、利用予定日の2営業日前までに利用責任者と面談・審査する。

(3) ファミリーへ利用記録提出

利用責任者は、利用日当日、社友会事務局に備え付けの「社友会ファミリー利用名簿」を受け取り、利用者各自に所定事項を記載させ、翌日社友会事務局へ提出し委員会の確認を受ける。

以上

